

平成19年8月10日

厚生労働大臣
柳澤 伯夫 殿

民主党『次の内閣』ネクスト厚生労働大臣
三井 辨雄

原爆症認定訴訟の控訴断念を求める要請書

被爆者援護法に基づく原爆症の認定申請を国が却下したのは違法だとして、被爆者が国を相手取り認定却下処分を取り消しを求めている裁判で、先月30日に熊本地裁が原告19名について認定却下処分を取り消し、原爆症と認定する判決を言い渡した。民主党は、被爆者の高齢化が進んでいることに鑑み、安倍内閣が政治決断により判決を受け入れ、控訴を断念するよう、強く求める。

国の敗訴は、昨年5月の大阪、8月の広島、今年1月の名古屋、3月の仙台、東京の各地裁判決に次いで6度目である。判決では国の認定基準について「あくまで一つの考慮要素として用いるのにとどめるべきだ」と指摘し、これまでの判決と同様、「少なくとも爆心地から一・三キロ以上の被ばく放射線量を過小評価している可能性がある」と批判している。政府は現行の認定基準は実態にそぐわないとする司法判断が定着した事実を認めるべきである。

また、安倍首相は去る8月5日、被爆者と面会し、原爆症認定基準の見直しを検討するよう指示したが、見直しの方向性はまったく示されていないばかりか、「裁判とは別」として控訴の可能性を否定していない。しかし、認定基準の見直しをすと言いながら、認定基準を批判した判決を不服として控訴するのは矛盾しており、被爆者への裏切りと言わざるを得ない。

安倍内閣は、現行の機械的な認定基準が実態にそぐわないとする累次の司法判断を真摯に受け止め、まず貴職の政治決断により控訴を断念した上で、新たな認定基準の検討に着手すべきである。よって以下について強く要請する。

記

1. 熊本地裁が、平成19年7月30日に言い渡した、原告19名に対する原爆症認定申請却下処分を取り消すとの判決を受け入れ、控訴を断念すること。
2. 大阪高裁、広島高裁、名古屋高裁、仙台高裁、東京高裁に係属しているすべての原爆症認定訴訟について控訴を取り下げること。
3. 現行の厚生労働省による「原爆症認定に関する審査の方針」を廃止した上で、原告との協議の場を設け、各地裁判決を十分に踏まえ、被爆実態に応じた新しい認定基準による制度を創設すること。

以上